

第1回
定例回

共産党市議団の一般質問予定

柳原 きよし市議 24日(月)2番

1、女川原発の事故対策について

女川原発が再稼働され過酷事故が起った場合、市民の命と安全を守る観点から以下の点についてうかがう。

- ①女川原発で過酷事故が起きた場合本市の汚染状況はどの程度になるとお考えか。
- ②ヨウ素剤の備蓄、配布等の検討が必要と思うがどうか。
- ③本市は女川原発から直線距離で45kmであるが、30km圏内ではなくとも過酷事故時の避難計画を作ることが必要ではないか。
- ④ひとたび原発で事故が起り放射性物質が放出された場合、それを防ぐ手立ても、市民の命と健康を守ることも不可能なことは明らかである。女川原発を再稼働させず、廃炉にするのが最も現実的な選択であると思うが、市長の見解をうかがう。

2、子ども・子育て支援新制度について



①新制度においても保育所保育は、公立も私立も市町村の実施責任による保育であり、入所の決定から保育料の徴収まで、市町村が行う。一方、保育所以外の保育は、利用の決定は当事者同士の直接契約でなされ、保育料の徴収も事業者が行う。子ども・子育て支援関連3法の成立にさいしては、3党合意により修正がなされ、児童福祉法24条1項が復活した経緯がある。同法24条1項の適用を受ける保育所から、認定こども園に移行することは、法改正の主旨を損ね、同法24条1項を形骸化することになるのではないか。

②子ども・子育て支援13事業については、従前の補助金が廃止され、新たな交付金となることで、全体として事業が後退するのではないか、個々の事業の確実な実施を担保する方策はあるのか。事業の確実な実施を担保する方策はあるのか。

戸津川 はるみ市議 24日(月)4番

1、高齢者向け支援制度の拡充を

年金削減が続けられる一方で、消費税は増税、各種保険料は値上がりで、高齢者の暮らしは一層厳しいものになっていくと考えます。そんな状況のもとで、どうしても家にこもりがちになってしまふ高齢者に、積極的に外出の機会をあたえ、元気に暮らしていただける



よう、以下の支援制度の充実を求めます。

- ①市民プールの利用料金に高齢者割引制度を導入すること。
- ②耳が聞こえにくい高齢者に、補聴器等購入補助制度の検討をすること。
- ③「買い物難民」「移動難民」と言われる高齢者の実態を調査し、シルバーパス、タクシーカードなど何らかの支援策を講じること。

藤原 益栄市議 25日(火)3番

1、新図書館の問題について

(1) 図書館は他の社会教育施設と違い、職員(司書)の力量が直接現れる施設であり、また多賀城らしい特色のある図書館の実現のためには多賀城を良く知る職員(司書)であることが求められている。その見地からこれまで図書館の指定管理に懸念を表明してきたが、それらに答えないまま指定管理を導入しようとしている。以下について明確に回答されたい。

①指定管理制度は一定期間ごとに指定管理団体を選定しなおすほか、待遇等の問題により職員(司書)の定着が不安定になることが懸念される。それで特色のある充実した図書館が実現できるのか。

②ボランティアの協力は引き続き得られるか。

③昨年7月時点ですでにCCCと指定管理に向け協議を行っており、図書館協議会の意見は無視するなど、結論ありきの決定だったのではないか。

(2) 市教委はCCCを新図書館の指定管理候補として決定したが



以下については未回答のままである。回答をされたい。

- ①CCC幹部の図書館観と市の図書館の方針は一致しているか。
- ②Tカードをどのように認識し、図書館への導入をどのように考えているか。
- ③武雄市ではCCCに委ねた図書館を商業施設と判断し、登下校中の立ち寄りを禁止する通達も出されたが本市ではそうした問題は起こり得ないか。
- (3) 直営での運営を再検討されたい。
- (4) その後施設の見直しはどの程度すすんでいるか。

2、本市の復命書について

本市の復命書について、市民の中から「杜撰である」との指摘がある。本市においてはどのような基準で復命書を作成することになっているのか。

佐藤 恵子市議 25日(火)6番

1、仮設店舗の自立再建、商店街再生について

①仮設店舗の使用期限が一年延長されることになったが、期限がくれば仮設店舗から出て、自力で再建をはかることになる。そのため市独自の補助など必要な支援策を講じる必要があると考えるがいかが。

②復興庁は仮設店舗の本格的再建などを含めた「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」をうちだし、今年度の補正で予算化された。多賀城市もこの事業の対象地域になっており、活用することを検討されたい。

2、被災事業者への新たな支援制度の創設

①市の被災事業者支援補助金は、施設・設備の復旧に50万円以上の費用を要した事業者が対象で、50万円以下の被災事業者にはなんの支援もない。改めて、50万円以下の復旧費用を要した被災事業者に



も補助、見舞金等を支給するべきと考えるがいかが。

②被災事業者支援補助金、一部損壊住宅補修費用補助金は本年3月31日をもって申請期限が終了となるが、現時点でも新たな申請がある。これらの制度を来年度も延長し、あわせて制度の周知徹底に努力されたい。

3、被災者援護資金について

①災害援護資金は、低利(保証人があれば無利子)で据え置き期間、返済期間も長く借りやすく多くの被災者が活用している。本市での利用件数、総額、返済状況はどの様になっているか。

②返済にあたっては、利用者に上から返済計画を押し付けるのではなく、利用者の生活実態や今後の生活設計を尊重するようとりはからうこと。

③失業や健康悪化等で収入が減少した生活困難世帯に対応した返済期限の延長や、免除措置等の措置を国、県に働きかけられたい。